

高 福 第 4 8 9 - 2 号
令 和 6 年 8 月 9 日

各介護保険施設・事業所管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課

介護保険サービス事業所における管理者の兼務について（通知）

日ごろ、県の介護保険行政の推進について御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、令和6年度報酬改定に伴い県内の事業所における管理者の兼務の取扱を別添のとおり一部改定しました。

については、各事業所におかれましては人員配置等について御留意いただきますようお願いいたします。

担 当 各介護サービス事業者申請・届出窓口
電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 5 4（高齢者福祉課）
0 4 8 - 7 3 7 - 2 3 4 7（東部中央福祉事務所）
0 4 8 - 2 8 3 - 6 8 0 0（西部福祉事務所）
0 4 9 5 - 2 2 - 6 1 5 4（北部福祉事務所）
0 4 9 4 - 2 2 - 6 2 2 8（秩父福祉事務所）